

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の国立大学法人お茶の水女子大学（以下、当法人という。）の業務執行について監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監事の監査の方法及びその内容

監事両名で定めた監査方針に従い、役員会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧した。また、役員及び各部門責任者から業務運営の状況を聴取するとともに、必要に応じて実務担当者からも聴取を行うことで業務処理の状況を確認した。さらに、監査室が行う内部監査の報告を受け、監事監査と内部監査の連携を確保した。

会計監査人との関係においては、節目ごとに対話の機会を設け、意見交換を重ねるとともに、令和2年度決算に係る会計監査について報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えた。

2. 監事の監査の結果

- (1) 会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストを適正に示していると認められる。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認める。
- (4) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (6) 当法人の業務は、法令等に従って適正に実施されており、併せて、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- (7) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正に運営されているものと認める。
- (8) 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

令和3年6月18日
国立大学法人お茶の水女子大学長
佐々木 泰子 殿

監事 内 海 房 子

監事 渡 辺 恵理子